

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合記録集作成業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会（以下「協議会」という。）が実施するG 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合記録集作成業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 委託内容

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合当日の撮影、及び誘致段階から終了後までの当協議会の取り組み状況等が分かる記録誌の作成

※詳細は別添仕様書のとおり。

3 委託期間

契約締結日から令和 6 年（2024 年）2 月 29 日（木）まで

4 委託料

3, 1 4 1, 6 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 応募資格

次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 法人格を有している者、または、共同事業体であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていないものであること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 経営基盤が安定しており、過去 5 年間に於いて、同種又は類似業務を完成した実績を有すること。
- (5) 企画提案提出書の提出時点で当該委託業務に類似する業務を 1 年以上営んでいること。
- (6) 国税および地方税に滞納ないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力

団員をいう。)若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有するものであって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人として使用しているものでないこと。

## 6 応募方法等

### (1) 提出書類及び部数

ア 企画提案提出書(様式第1号) 1部

イ 企画提案書(様式任意)

仕様書の内容を踏まえたうえで、企画案及び企画案に係る経費の見積を1冊の資料としてまとめ、無記名のものを4部提出すること。

ウ 資格要件に係る申立書(様式第2号) 1部

エ 事業実績書(様式第3号) 1部

オ 会社概要書(様式第4号) 1部

### (2) 提出方法

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から17時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

### (3) 提出期限

令和5年(2023年)11月9日(木)16時まで(必着)

### (4) 提出場所及び問合せ先

G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会事務局 担当:高田

(茨城県営業戦略部G7大臣会合推進室内)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-2769 FAX 029-301-2679

### (5) 応募にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1法人につき1件とする。
- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

## 7 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年(2023年)11月2日(木)16時まで(必着)

(2) 提出方法

次のメールアドレス宛に提出するとともに、電話で送付確認を行うこと。

g7-ibarakimito@pref.ibaraki.lg.jp

(3) 提出書類

質問書(様式第5号)

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、メールで回答するとともに、G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会のホームページで公開する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

8 審査

(1) 審査方法

- ①企画提案内容について、プロポーザル選定委員会を開催し、委員による審査を行う。
- ②プロポーザル選定委員会においては、6(1)の提出書類により審査する。

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1受託候補者を選定する。

選定結果は令和5年(2023年)11月16日(木)までに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

| 審査項目      | 審査基準   |
|-----------|--|
| 業務の運営体制   | <ul style="list-style-type: none"><li>・確実に業務を実施できる適切なスタッフ体制を整備しているか。</li><li>・実効性のあるスケジュールが示されているか。</li></ul>                                  |
| 会社の業務実績   | <ul style="list-style-type: none"><li>・同種及び類似事業に関する実績があり、仕様書に基づく成果が見込めるか。</li><li>・過去事業の実績は十分か。</li></ul>                                      |
| 企画内容及び実現性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・開催目的等について十分理解し、それに沿った企画内容となっているか。</li><li>・企画提案書に記載の事項を実現できる展開、工夫があるか。</li><li>・魅力的な自由提案があるか。</li></ul> |
| 見積の妥当性    | <ul style="list-style-type: none"><li>・見積内容及び見積額が妥当であるか。</li></ul>   |

9 受託候補者選定後の手続

- (1) 協議会は、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に準拠し、随意契約による契約の手続を行う。
- (2) 協議会は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (3) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

#### 10 その他留意事項

事業の成果は協議会に帰属する。